

新型コロナウイルス感染症緊急支援策

ひとり親家庭臨時給付金

ひとり親家庭の児童扶養手当受給者に一時金を支給します。あらためての申請は不要です。

給付額：1世帯あたり1万円

支給対象者

令和2年3月31日現在の児童扶養手当受給者（全部停止者は除く）

支給方法

7月1日(木)に児童扶養手当の指定口座に振込

注意事項

給付金の支給を辞退する人は、6月19日(金)までにご連絡ください。

☎こども福祉課 TEL 23-7331

妊産婦・障がい者・高齢者に 郵送などでマスク配布

5月から、特に体調管理に配慮が必要な市内の妊産婦、呼吸器・腎臓・免疫機能障害の身体障害者手帳をお持ちの人およびひとり暮らし高齢者台帳に登録のある人にマスク配布を行っています。

対象者には、妊娠届出の際や、郵送により順次配布いたします。

配布枚数：1人あたり10枚(1回限り)

配布期間：令和2年5月～9月

☎健康増進課 TEL 24-1386

高齢福祉課 TEL 23-7326

社会福祉課 TEL 23-5569



国民健康保険・後期高齢者医療 制度傷病手当金給付

給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われることにより、給与の全部または一部を受け取ることができなかった人などを対象に、傷病手当金を支給します。

支給額：就労できなかった日から数えて4日目以降の給与等に相当する額の3分の2

※対象者や適用期間など詳しくは、お問い合わせください。

市ホームページにも掲載中。

☎保険年金課(国保) TEL 23-5557
(後期) TEL 23-7318



市内小中学生にインターネット 環境なくても自宅で授業を

県から配信されている自宅学習用サイト「いばらきオンラインスタディ」。

市では、インターネット環境のないご家庭でも、同サイトを利用できるよう市内の各小中学校にUSBメモリを配布。すでに配備されているタブレット端末と併せて使うことで「いばらきオンラインスタディ」による自宅学習が可能です。

詳細についてはお問い合わせください。

☎教育総務課指導室 TEL 43-1111

いばらきオンラインスタディ
(小・中学生) ▶



広告掲載欄

広告掲載欄

事業主のみなさまへ

中小企業事業継続 応援貸付金

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上が急減した県内の中小企業・個人事業主に対し、県と市が協調し、事業継続のための貸付を行います。

受付場所

石岡商工会議所・石岡市八郷商工会

受付期限

令和3年2月26日^金

貸付対象者：引き続き

1年以上事業を営み、次のいずれにも該当する者

①売上高等が前年同期と比べ50%以上減少

②公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと

限度額：200万円

期間：10年以内(据置5年以内) ※1回の延長可

利子等：無利子・無担保

①県産業戦略部新型コロナウイルス感染症
中小企業支援対策室

TEL 029-301-2869

②商工課 TEL 23-5501

市税や料金などの相談窓口

▶新型コロナウイルス感染拡大の影響により、納税等が困難な人は納税の猶予制度等がありますのでご相談ください。

市税（固定資産税・都市計画税・軽自動車税・個人市県民税・法人市民税）の徴収猶予「特例制度」について

☎収納対策課 TEL 23-7296

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予について

☎保険年金課 国民健康保険税担当 TEL 23-5557

後期高齢者医療制度担当 TEL 23-7318

国民年金保険料の免除・納付猶予について

☎日本年金機構 土浦年金事務所 TEL 029-825-1170

保険年金課 医療年金担当 TEL 23-7318

介護保険料の減免・徴収猶予について

☎高齢福祉課 介護保険室 TEL 23-7327

上下水道使用料の徴収（支払）猶予について

☎石岡地区にお住まいの人

湖北水道企業団お客様サービスセンター TEL 24-5558

☎八郷地区にお住まいの人

①下水道について 下水道課 TEL 23-7742

②水道について 水道課 TEL 43-1118

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



出典：首相官邸HPより

広告掲載欄